

納 期 5 月末日

島外搬出しても廃車手続きをしない限り、登録されたまま課税されますので、ポンコツ処分したものは必ず廃車手続きをしてください。

固 定 資 産 税

1 月 1 日現在の固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者にその資産の価格をもとに課税されます。納税通知書により年税額を年 4 回に分けて納付して頂きます。

第 1 期 4 月末日

第 2 期 7 月末日

第 3 期 1 2 月 2 5 日

第 4 期 2 月末日

固定資産のうち償却資産（土地家屋以外の事業の用に供すことのできる資産）については、毎年 1 月末日までに申告が必要となります。

特 別 土 地 保 有 税

納税義務者

基準面積（5,000㎡）以上の土地の取得者および保有者が対象となります。

申告および納期限

次に該当する方は、それぞれに定める日までに申告・納付しなければなりません。

1 月 1 日において基準面積以上の土地を保有する方 その年の 5 月末日

1 月 1 日前 1 年以内に基準面積以上の土地を取得した方 その年の 2 月末日

7 月 1 日前 1 年以内に基準面積以上の土地を取得した方 その年の 8 月末日

1 月 1 日において当該土地を取得した日以降 10 年を経過した方については、対象外となります。

証 明 書 の 申 請

納税証明書、課税（非課税）証明書、所得証明書

資金の借受け・扶養申請等で金融機関や勤務先に提出する場合や、年金の受給・児童手当の申請等で区市町村に提出する場合に必要な納税・課税（非課税）等証明書を発行します。

申請場所 総務課税務係または母島支所庶務係

必要なもの 印鑑（代理人が申請するときには委任状が必要です。）

手数料 1 通 200 円（車検用の軽自動車税納税証明書は無料）

評価証明書（固定資産課税台帳登録証明書）

不動産登記で法務局に提出する場合等に必要な評価証明書を発行します。

申請場所 総務課税務係または母島支所庶務係

必要なもの 印鑑（代理人が申請するときには委任状が必要です。）

手数料 1 筆（棟）につき 200 円

直接窓口へ行くことができない場合（17 ページをご覧ください。）

代理人による申請や書類等を郵送し、請求することができます。

代理人が申請するときには必ず委任状が必要となります。

臨 時 運 行 許 可

名義変更または住所変更の際に一時的に仮ナンバーが必要な場合の臨時運行の許可をします。

申請場所 総務課税務係または母島支所庶務係

必要なもの 印鑑、車検証、自賠責保険証

手数料 1 車両につき 750 円

対象車両 軽自動車、普通自動車（大型トラック、大型乗用車）、小型自動車（小型乗用車、オートバイ）、大型特殊自動車（ロード・ローラー、ブルドーザー）

村 税 の 納 付

税金の納付は次の方法で納期限までに納めてください。

納付書による納付

納付書により、村役場出納窓口、母島支所窓口で納付してください。

口座引き落としによる納付

利用できる金融機関

J A東京島しょ、郵便局

引き落とし日等

J A東京島しょ、郵便局の預貯金口座から各納期ごとに自動的に引き落としされます。

口座引き落としをする2ヶ月前までの申し込みが必要です。

口座引き落としができる村税

村・都民税（個人） 軽自動車税、固定資産税

申し込み場所

J A東京島しょおよび郵便局の金融窓口

村税の猶予および減免制度

災害を受けたとき等税金を納めることが困難と認められるとき、申請により1年以内の期間に限り納税の猶予ができます。また生活保護法の規定による保護を受けている方等の減免の制度があります。

村税の申告と納期限

月 別	納 期	申 告
4月	固定資産税 第1期	
5月	軽自動車税、特別土地保有税（保有分）	特別土地保有税（保有分）
6月	村・都民税（個人）第1期	
7月	固定資産税 第2期	
8月	村・都民税（個人）第2期、特別土地保有税（取得分）	特別土地保有税（取得分）
9月		
10月	村・都民税（個人）第3期	
11月		
12月	固定資産税 第3期	
1月	村・都民税（個人）第4期	償却資産の申告
2月	固定資産税 第4期、特別土地保有税（取得分）	住民税の申告、特別土地保有税（取得分）
3月		（所得税の確定申告）

直接窓口へ行くことができない場合

代理人による申請

代理人による申請ができます。ただし、代理人が申請するときには次のような委任状が必要となります。

郵送請求

証明書等を郵送により請求することができます。次の書類等を総務課税務係まで送付してください。

申請書

納税証明書、課税（非課税）証明書、所得証明書の申請の場合

住所、氏名（必ず押印） 電話番号、必要な証明書の種類、必要な通数、必要な年度を明記してください。

書式は自由です。

委 任 状

私は_____を代理人と定め
次の権限を委任します

例) 平成 _____年度課税証明書の申請

上記委任のこと相違ありません
平成 _____年 _____月 _____日

住所 東京都小笠原村 島

氏名 _____ 印

評価証明書の申請

住所、氏名（必ず押印）、電話番号、土地または家屋物件の所在地、必要な通数を明記してください。
書式は自由です。

切手の貼ってある返信用封筒

手数料分の定額小為替（郵便局で購入してください）

手数料一覧

証明書	手数料
課税証明書	200円/通
非課税証明書	200円/通
納税証明書	200円/通
所得証明書	200円/通
評価証明書	200円/筆（棟）

納税者本人以外の申請はできません。代理人による申請の場合は委任状が必要です。

送付先

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町 小笠原村役場総務課税務係 TEL 2-3111

相談や問合せ

村税

村・都民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税
総務課税務係 TEL 2-3111

都税

不動産取得税、個人事業税等

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2-2121

自動車税

自動車税総合事務所（豊島区西池袋1-17-1） TEL 03-5985-7811

主税局総務部都税相談コーナー（新宿区西新宿2-8-1） TEL 03-5388-2925

東京都主税局のホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

「都税Q&A」、「公売情報」、「君も税戦士」、「申請様式」、「都税事務所ご案内」等

都税ファックス情報サービス

Fax 03-5339-0294

「都税Q&A」、「都税事務所ご案内」、「ガイドブック都税」等

国税

所得税、相続税、贈与税、消費税等

芝税務署（港区芝5-8-1） TEL 03-3455-0551

東京国税局税務相談室 TEL 03-3821-9080

国税のタックスアンサー・ホームページ <http://www.taxanser.nta.go.jp/>

国税のタックスアンサー TEL 03-3213-2222

不動産登記（土地・家屋） 商業法人登記

東京法務局（千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎第3号館）

TEL 03-3214-6231